

## 避難行動の注意

平塚市は、気象庁、神奈川県土木からの情報を踏まえ、災害が発生する恐れがあると判断した場合、住民に向けた避難情報を発令します。

避難情報は平塚市防災行政無線や広報車などのほか、テレビ・ラジオといった報道機関やインターネットなどを通じて伝えられます。また、緊急速報メールにより携帯電話へも直接配信されます。

### 「避難情報には、3種類あります」

#### 1、「避難準備 ・ 高齢者等避難開始」 金田小学校に避難所が開設されます。

- 避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される場合。
  - ・ いつでも避難ができるように準備をしてください。
  - ・ 身の危険を感じる人や避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児をお連れの方）は、金田小学校へ避難を開始してください。
- 防災行政無線メッセージ例：○○川が氾濫するおそれのある水位に近づいております。

#### 2、「避難勧告」 避難していない人は、速やかに避難してください。

- 災害による被害が予想され、人的被害が発生する危険が迫っている場合。
  - ・ 河川の水位が上昇し氾濫などの、危険な状態になる前段階に発令されます。
  - ・ 避難所に行かず、家に留まる方は2階以上の高い所へ避難してください。
- 防災行政無線メッセージ例：○○川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。

#### 3、「避難指示(緊急)」 まだ避難していない人は、すぐに避難してください。

- 避難勧告よりもさらに緊急性が増し、人的被害の危険性が非常に高まった場合。
  - ・ まだ避難していない人は、直ちに、その場を離れ、避難してください。
  - ・ 外出することで危険が及ぶような状況では、自宅内のより安全な2階以上の高い所に避難してください。
- 防災行政無線メッセージ例：○○川の水位が堤防を越える恐れがあります。

(場合によっては、この順番で発令されるとは限りません)

- \* 「県立平塚養護学校」： 「福祉避難所」とされ、金田小学校で避難生活をするのが困難な方々の避難所となります。まず金田小学校に避難していただきます。
- \* 「自主避難」： 上記の情報が発令されていなくても、身の危険を感じ、自主的に避難する時は、平塚市に連絡（23-1111）し、指示を受け、金田公民館に避難することができます。
- \* 「避難所担当職員」： 金田小学校の避難所には、5名の平塚市職員が担当します。